

広島五日市ライオンズクラブ杯  
第23回 佐伯区子どもソフトバレーボール大会 開催要項

- 1 目的  
子どもを対象に、スポーツを通して交流の機会を設け、生涯スポーツの振興を図るとともに、地域と連携したスポーツ活動を一層推進する。
- 2 主催  
広島五日市ライオンズクラブ  
佐伯区子どもソフトバレーボール大会実行委員会  
【構成団体：広島市学区体育団体佐伯区連合会 佐伯区子ども会連合会 佐伯区PTA連合会 佐伯区スポーツ推進委員協議会  
広島市ソフトバレーボール連盟佐伯区支部】  
公益財団法人広島市スポーツ協会  
広島市
- 3 後援  
広島市教育委員会  
広島市学区体育団体連合会  
広島市子ども会連合会  
広島市PTA協議会  
広島市スポーツ推進委員協議会  
中国新聞社
- 4 特別協賛  
株式会社ミカサ  
株式会社ちゅビCOM
- 5 協賛  
オタフクソース株式会社  
有限会社杉山スポーツ  
株式会社千鳥  
有限会社山陽スポーツ店
- 6 主管  
佐伯区スポーツセンター
- 7 開催期日  
令和8年 3月14日（土）
- 8 競技日程（予定）

8時45分	受付
9時20分	開会式
9時45分	競技開始
16時00分	競技終了予定
- 9 会場  
佐伯区スポーツセンター 大・小体育室  
広島市佐伯区楽々園六丁目1-27  
TEL (082) 924-8198

## 10 競技種目

«5・6年生の部»

5年生、6年生でチームを構成する。(性別制限なしとする。)

4年生以下の選手も出場できる。(ショートサービスゾーンからサーブすることができるが、アンダーサーブのみとする。)

«4年生以下の部»

4年生以下の学年で構成する。(性別制限なしとする。)

ショートサービスゾーンからサーブするときは、アンダーサーブのみとする。

## 11 競技規則

公益財団法人日本バレーボール協会制定2025年度ソフトバレーボール小学生競技規則に準じて行う。

## 12 競技方法

4~5チームによるリーグ戦もしくはリンク方式で順位を決定する。

(申込チーム数により変更の可能性あり。)

## 13 使用球

(株)ミカサ製MSN64Hを使用する。

## 14 チーム構成

- (1) チームは、監督1名、マネージャー(選手の健康管理)1名、キャプテン1名を含めた競技者4名と4名以内の交替競技者で構成する。
- (2) チーム4名でプレーを行う。(男子4名、女子4名、または混成も可能とする。)
- (3) 各種目とも、5名以上8名以内の登録をすること。
- (4) 監督は複数のチームを兼務することができるが、マネージャーは兼務できない。  
また、監督不在でも試合は開始され、試合に復帰する場合は審判の許可を得ること。

## 15 審 判

帯同審判制とする。帯同審判ができないチームは、必ず参加申込書内の帯同審判確認欄に「不可」と記入すること。

審判と監督の兼務は可能であるが、主審とマネージャーの兼務は不可とする。

- (1) 帯同審判とは、リーダーワッペンまたは、広島県ソフトバレーボール連盟審判講習会修了証を持った人が1名以上いて、主審ができるチーム。
- (2) 帯同審判チームは相互審判とする。  
主審(1名)、副審(1名)、線審(2名)、点示員(2名)は、割当てに従いチームで担当すること。
- (3) 非帯同審判チーム(主審ができないチーム)は、主審は本部で担当するが、副審(1名)、線審(2名)、点示員(2名)は、割当てに従いチームで担当すること。

## 16 参 加 料

1チーム1,500円(代表者会議時に徴収します。)

## 17 申込方法

- (1) 所定の「参加申込書」に必要事項を記入し、郵送、持参、FAX又はe-mailのいずれかで申し込むこと。(FAX、e-mailの場合は、受信を電話で確認のこと。)
- (2) 募集チーム数は40チーム(予定)とする。
- (3) 佐伯区内の小学生で構成されたチームとする。

《申込期間》 令和7年12月8日(月)~ 令和8年1月9日(金)(期限厳守)

《申込・問合先》 佐伯区スポーツセンター(休館日:火曜日、12月29日~1月3日)

〒731-5136 広島市佐伯区楽々園六丁目1-27(佐伯区子どもソフトバレーボール大会事務局宛)

TEL(082)924-8198 FAX(082)924-8199

e-mail saeki-sc@sports-or.city.hiroshima.jp

※ 参加申込書は佐伯区スポーツセンターのホームページからダウンロード可。

## 18 代表者会議(組合せ抽選)

令和8年2月8日(日)19時から佐伯区スポーツセンター会議室(予定)にて行う。

(各チームの代表者には、代表者会議の案内文を送付する。)